



お知らせ

城里町役場本庁舎
☎029-288-3111

平成17年度の城里町固定資産税納税通知書について

平成17年度の課税については、賦課基準日が合併日（2月1日）前の1月1日であるので、旧町村区域ごとに行われます。

このことよって、旧常北町、旧桂村、旧七会村それぞれに資産を所有している方については、城里町からの納税通知書が旧町村分ごと別々に発行されます。

なお、納税通知書の宛名部分には「旧〇〇〇分」として旧町村名を表示します。

問合せ 役場税務課

土地及び家屋等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第410条の規定に基づき決定される平成17年度分の固定資産の価格等を、

同法第416条第3項の規定により、次のとおり縦覧を開始します。

この縦覧制度は、納税者の皆さんが土地や家屋の評価額を比較するための制度です。

縦覧期間・時間 4月1日～5月2日まで（ただし、土・日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く）、午前8時30分～午後5時まで

縦覧場所 役場税務課

縦覧に供するもの

①土地価格等縦覧帳簿：町内に所在する土地の固定資産税の納税者、その家族等代理権を有する方

②家屋価格等縦覧帳簿：町内に所在する家屋の固定資産税の納税者、その家族等代理権を有する方

※縦覧する資格を有していない方にはお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

その他 縦覧できるかどうかを確認するため、お手持ちの納税通知書、課税明細書または運転免許証等本人の確認ができるものを窓口にご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

ご本人所有の土地及び家屋以外の土地及び家屋の評価

の内容については、プライバシー保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。

問合せ 役場税務課
(内線121)

茨城わくわく学園生きが創造課程受講者募集

開催場所 中央校：県総合福祉会館他（水戸市千波町）
県南校：ワークヒル土浦
講座内容 一般教養、歴史・絵画・陶芸等、合計26日間

100時間（平成17年5月～平成18年2月まで）
対象者 概ね60歳以上の方
募集期間 4月28日まで
申込み・詳しい問合せ

☎029-1243-8989
(社)茨城県社会福祉協議会
茨城わくわくセンター

消防水利付近は駐車禁止です!!

一刻を争う消防活動への、御理解と御協力をお願いします。
道路上で、こんな標識をみかけたことはありませんか？



これらは、消火栓など消火活動に利用する施設が近くにあることを示しています。「消火栓」や「防火水そう」は、火災発生時に消火に必要な水利を消防隊に供給するもので、この付近に駐車してありますと、火災発生時に車両が障害となり、消火活動の妨げになります。また、消防水利周辺の駐車は道路交通法で禁止されています。標識や施設周辺への駐車はしないようお願いします。

《道路交通法抜粋》

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分
- 二 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分
- 三 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分
- 四 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸入口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分
- 五 火災報知機から一メートル以内の部分

問合せ 役場総務課 消防防災グループ(内線222)